

令和6年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度胎内市の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務委託料	令和7年度	2,800
保安待機業務委託料	令和7年度	2,970
量水器取替業務委託料	令和7年度	718
開閉栓業務委託料	令和7年度	550

令和6年12月3日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦